



平成22年度横浜町文化・体育・スポーツ賞候補者募集

町では、横浜町民（在学、在勤のため横浜町に通学、通勤するもの、在学のため町外に居住しているものを含む）及び横浜町に所在する団体で、芸術文化活動及び体育・スポーツの振興においてすぐれた業績を収めた者を次のとおり募集いたします。なお、ご応募にあたりましては自薦、他薦を問いませんので多数ご応募くださいますようお願いいたします。

◆表彰の種類及び対象

- 1. 文化功労賞（一般人）
(1) 町の芸術文化の高揚につくし、その功績が特に優れたもの。
(2) 永年にわたり芸術文化活動の育成に寄与し、その功績が著しいもの。
2. 文化賞（高校生以上）

- (1) 芸術文化活動において、その功績が著しいもの。
(2) 全国的に広く知られている文化的な大会やコンクール等の催しにおいて上位入賞（1、2、3位相当のものとし、推奨、特選、金賞等とする。）したもの。
(3) 県下に広く知られている文化的な大会やコンクール等の催しにおいて最高の賞（県大会は1、2位相当のものとし、郡大会においては1位とする。）を受けたもの。
3. 文化奨励賞（小・中学生）
児童・生徒で前号の(2)・(3)と同等の成績をおさめたもの。（日本子ども版画コンクールは推奨以上とする。）
4. 文化指導者賞（一般人）
文化的な大会や展覧会等で優秀な成績をおさめることができるよう、児童・生徒の指導及び育成に特に貢献があったと認められるもの。
5. 体育功労賞・スポーツ功労賞（一般人）
(1) 社会体育の振興につくし、その功績が特にすぐれたもの。
(2) 永年にわたり選手の養成及びスポーツ団体の育成指

- 導に寄与し、その功績が著しいもの。
(3) その他、体育・スポーツの振興に特に功労があつたもの。
6. スポーツ賞（高校生以上）
(1) 国際大会の代表選手、各種全国大会、又はこれに準ずる大会、東北地区大会に優秀な成績をおさめたもの。（全国大会においては8位以内に入賞、東北地区大会においては3位以内に入賞したものをいう。各種大会とは、国民体育大会、全日本選手権大会、全日本大学選手権大会、全国高校選手権大会等をいい、東北地区大会とは、東北三二国体、東北地区大学総合体育大会、東北高校選手権大会等の大会に準ずる。）
(2) 各種大会で優秀な成績をおさめたもの。（高校においては2位以内、一般については県民体育大会等で優勝以上のものとする。）
(3) その他教育委員会が特に表彰することが適当と認められたもの。
7. スポーツ奨励賞（小・中学生）
(1) 郡大会で優勝したものの、

- 又は県大会以上の大会において優秀な成績（1位、2位相当のもの）をおさめたもの。（冠大会は郡大会と認めない。）
(3) その他教育委員会が特に表彰することが適当と認められたもの。
8. スポーツ指導者賞（一般人）
(1) スポーツ活動の各種大会で優秀な成績をおさめ模範となる選手等の指導及び育成に特に貢献があつたと認められたもの。
(2) 永年にわたり選手の養成及びスポーツ団体の育成指導に寄与し、その功績が著しいもの。
(3) その他教育委員会が特に表彰することが適当と認められたもの。
※表彰の規則
1. 前号の該当する場合で素行上問題のあるものについては除外するものとする。
2. スポーツ賞並びにスポーツ奨励賞については、表彰を受けたものが年度を越えて表彰に価する成績をおさめた場合でも重ねて表彰を受けることができる。

人権擁護委員及び行政相談委員のお知らせ

◆人権擁護委員（人権に関する相談）

- 三浦ミツ 三保野120番地1 ☎(78)3115
○梅村和夫 寺下107番地3 ☎(78)2234
○竹田武美 大豆田97番地11 ☎(78)2960

◆行政相談委員（行政が行う仕事についての苦情・意見等）

- 猪股博美 桜名木1番地1 ☎(78)2593

- ◆対象期間
平成21年12月1日～
平成22年11月30日
◆応募方法
教育委員会教育課窓口にある所定用紙に必要事項を記入の上、ご応募下さい。
◆募集締切
平成22年12月3日(金)
◆お申込み・お問合せ
教育委員会教育課
☎(78)6622

**毎年11月上旬には  
「社会保険料控除証明書」  
が送付されます**

○国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

**○毎年11月上旬に送付**

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、日本年金機構から毎年11月上旬に被保険者の方に送付されます。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

○2月上旬に送付される場合  
年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

○国民年金保険料は家族で連帯して納付  
国民年金の保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

この場合、ご家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も、申告する方の申告書に添付等する必要があります。

**◆問合せ先**

◇控除証明書専用ダイヤル  
0570-0700-117

※一般固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただくことができます。

IP電話等の方は、03-

6700-1130へおかけください。

**○専用ダイヤルの開設期間**

控除証明書が送付される11月上旬から確定申告が終了する3月上旬頃までの予定です。

**○受付時間**

・月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分。ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は、午後7時まで受け付けします。

・第2土曜日：午前9時30分～午後4時。

※祝日・12月29日～1月3日はご利用できません。

※なお、2月発送の対象者は、納付済額が確定していませんので、見込額欄はありません。

**11月は「おんきん月間」です**

国民年金保険料の納め忘れはないですか？

納付が困難な方は、免除制度もありますので、ご相談ください。

**◆問合せ先**

◇むつ年金事務所国民年金課  
☎0175(22)2278

**平成23年度母子及び寡婦福祉資金等貸付のお知らせ**

**1. 実施目的**

児童が高等学校等に修学することを希望する母子家庭等に、あらかじめ修学資金の予約貸付の適否を決定することにより、児童の進学を容易にするるとともに、生活の安定と向上を図ることを目的として実施する。

**2. 予約貸付の対象**

母子家庭の児童及び寡婦家庭の児童が、平成23年度において、小・中学校に入学する場合及び高等学校・高等専門学校・短期学校・大学・各種学校等に入学（入所）を希望する場合とする。

**3. 資金の種類**

**① 修学資金**

就学するための授業料・書籍代・通学等に要する資金

**② 修業資金**

就職するために必要な知識・技能修得に要する資金

**③ 就学支度金**

就学・修業する際の被服費等の購入に要する資金

※なお、小・中学校の入学者に対する貸付は、就学支度資金のみ。

※就学資金については、日本学生支援機構奨学金との重複貸付を受けることはできませんが、日本学生支援機構奨学金の貸付を受ける場合でも、就学支度資金のみであれば、貸付申込みできます。

申込みの締切りは平成22年12月3日（金）です。

**◆問合せ先**

◇役場健康福祉課健康福祉G  
☎(78)2111(内213)

**戦没者等の遺族の皆様へ**

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において前記年金給付の受給権がない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

**○対象者**

戦没者等の死亡当時のご遺族であり、  
1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方  
2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母②孫③  
 祖父母④兄弟姉妹

※戦没者と生計関係を有して  
 いた方のうち平成21年4月1  
 日において婚姻していたとし  
 ても氏が変わっていない方又  
 は同日において遺族以外の方  
 と養子縁組をしていない方に  
 限ります。

4. 上記3以外の戦没者等の  
 ①父母②孫③祖父母④兄弟姉  
 妹

※戦没者と生計関係を有して  
 いない方や戦没者等と生計関  
 係を有していたが上記3に該  
 当しない方。

5. 上記1から4以外の戦没  
 者等の三親等内の親族

※戦没者の死亡まで引き続く  
 1年以上の生計関係を有して  
 いた方に限ります。

○支給内容

額面24万円、6年償還の記  
 名国債

○請求期間

平成21年4月1日から  
 平成24年4月2日まで

請求期間を過ぎると時効に  
 より権利が消滅し特別弔慰金  
 を受け取ることができなくな  
 りますので請求漏れのないよ  
 うに十分ご注意ください。

◆問合せ先・請求窓口

◇役場健康福祉課健康福祉G  
 ☎(78)21111(内2113)

**「下北」について何だべー！  
 「みんなでシモキタ鑑定談」  
 フォーラム開催！**

「下北」には自然・文化・  
 歴史・食など、たくさんの方  
 が、まだまだワイどの目に  
 は触れられていないモノがあ  
 るんでないか。下北に住む  
 ワイどが改めて「下北らしい  
 モノ」を考える、そんなフォ  
 ーラム開催します。

○日時

11月14日(日)

10時30分～12時30分

○場所

下北文化会館1階展示ホール

○参加費 無料

○申込方法

事前に左記事務局まで申し  
 込みください。なお、当日参  
 加でも大丈夫です。

○主催 ぷらっと下北

○その他

内容の詳細は、11月上旬に  
 新聞折込等でお知らせしま  
 す。

◆問合せ先

◆ぷらっと下北事務局

☎0175(23)0067

**「よこはま温泉」  
 利用時間の変更のお知らせ**

日頃から町民の皆さまには  
 横浜町老人福祉センター「よ  
 こはま温泉」をご利用頂き、  
 誠にありがとうございます。

11月から「よこはま温泉」の  
 利用時間が次のように変わ  
 ります。

☆終了時間が午後7時から午  
 後8時となります。

◆問合せ先

◇役場健康福祉課健康福祉G  
 ☎(78)21111(内2113)

**東北地区国立大学法人等  
 職員採用合同セミナー**

東北地区の各国立大学法人  
 等が合同で平成23年度(平成  
 24年4月1日採用)職員採用  
 合同セミナーを開催します。

○日時 11月26日(金)

○時間 10時から16時

○場所

東北大学百周年記念会館

川内萩ホール

宮城県仙台市青葉区川内40

○プログラム

①職員採用試験の概要及び業

務内容についての全体説明  
 ※試験制度についての説明や  
 若手職員によるパネルディス  
 カッションを行います。

②各国立大学法人等による個  
 別説明会

※東北地区の各国立大学法人  
 等がブースを出し、個別に質  
 問にお答えします(参加予定  
 機関についてはホームページ  
 でご確認ください)。

○試験概要

・受験資格

昭和57年4月2日以降に生  
 まれた者

・受付期間

平成23年4月1日(金)～4  
 月8日(金)(平成23年度から  
 インターネットでのみ受付)

・第1次試験

平成23年5月15日(日)

・第1次試験地

弘前市、盛岡市、仙台市、  
 秋田市、山形市、福島市

◆問合せ先

◇東北地区国立大学法人等職  
 員採用試験事務局

☎022-2171-5676

※最新情報はホームページで  
 ご確認下さい

http://www.bureau.tohoku.ac.  
 jp/shiken/

**青森県最低賃金改正のお知らせ**

青森県最低賃金が次のとお  
 り改正されます。

時間額 645円  
 (平成22年10月29日から)

青森県最低賃金は、青森県  
 内で働くすべての労働者と、  
 労働者を一人でも使っている  
 使用者に適用されます。製造  
 業と小売業の一部には、産業  
 別最低賃金が定められていま  
 す。

詳しくは、青森労働局ホー  
 ムページからもご覧になれま  
 す。(http://www.aomori.plb.  
 go.jp/)

※必ずチェック最低賃金！  
 使用者も、労働者も

◆問合せ先

◇青森労働局労働基準部賃金室

☎017-734-4114

FAX 017-734-5821

**第26回 上十三芸術祭**

期日

11月13日(土)

10時00分～17時00分

11月14日(日)

10時00分～16時00分

会場 六戸町総合体育館  
 ☎0176(55)3988

# 図書館だより

## ◆◆◆ 新着案内 ◆◆◆

### 【一般図書】

書名	著者名
キリン	山田 悠介
獣の奏者 外伝 殺那	上橋 菜穂子
七人の敵がいる	加納 朋子
マリアビートル	伊坂 幸太郎
マンチュリアン・レポート	浅田 次郎
表装生活	麻殖生 素子
おいしい「山菜・野草」の見分け方・食べ方	金田 初代
絶賛！持ちよreshipi	森下 久子
神社・寺院・茶室・氏家 違いがわかる！日本の建築	宮元 健次 ／監修
40歳の教科書	
総図解 よくわかる日本の近現代史	倉山 満／編
名字でたどる日本の名家	森岡 浩

他

### 【児童図書】

書名	著者名
おおきな木	シェル・シルヴァスタイン
スージー・ズー あきをあつめたよ！	スージー・スパッフオード
もねちゃんのたからもの	たかお ゆうこ
モリくんのおいもカー	かんべ あやこ
だいじょうぶ3組	乙武 洋匡
はれときどきあまのじゃく	矢玉 四郎

他

## ◆◆◆ 雑誌リサイクルフェアのお知らせ ◆◆◆

保存期間の過ぎた雑誌を町民の皆様へ無料で提供しています。

図書館内に「雑誌リサイクルコーナー」を設置していますので、ご自由にお持ち帰りください。なくなり次第終了します。

### ◆お問合せ

横浜町民図書館 ☎ 78-6100

**主催**  
上十三文化団体協議会(横浜町など9市町村の文化協会) 内容  
美術部門(写真・手芸など) 文芸部門(俳句・川柳など) \*当町からも写真・手芸・陶芸・俳句などの作品を出品展示します。

**第4回六ヶ所村ふさと民謡踊り名人決定戦**

期日  
11月7日(日)  
13時00分～16時15分  
\*12時30分開場

場所  
スワニー(☎72-3400)  
主催  
六ヶ所村文化振興公社(スワ)

(二) 内容  
各部門コンテスト形式(ジュニア・民謡・手踊り・組踊り部門)  
\*当町からも組踊り部門に「南部よされ節」で手踊り保存会が出演予定です。

**横浜町ITサポートセンター だより講座のお知らせ**

11月・12月のIT講習会のお知らせです。パソコンを触ったことがない方もお気軽にお越し下さい。  
・各講習 定員10名  
定員になり次第締め切らせていただきます。

◆申込先 ☎(78)6650  
横浜町ITサポートセンター

開催日	講習時間	講習内容
11月2日(火)	13:30~15:30 18:30~20:00	パソコンにさわってみよう④ インターネットを見てみよう
11月4日(木)	13:30~15:30 18:30~20:00	Excel(エクセル)応用編
11月9日(火)	13:30~15:30 18:30~20:00	ブログをはじめよう!
11月11日(木)	13:30~15:30	メール・買い物体験してみよう
11月16日(火)	13:30~15:30 18:30~20:00	Word(ワード)基礎編 ~文書作成の基本
11月18日(木)	13:30~15:30 18:30~20:00	Excel(エクセル)基礎編 ~表を作ろう
11月25日(木)	13:30~15:30	年賀状作成講習 ~オリジナルな文面を作ろう
11月30日(火)	13:30~15:30	年賀状作成講習 ~大量の宛名印刷を簡単に!
12月2日(木)	13:30~15:30 18:30~20:00	パソコンにさわってみよう① スタート編
12月7日(火)	13:30~15:30 18:30~20:00	パソコンにさわってみよう② パソコンを動かしてみよう

http://yokohama.aomori-supply.com/

◆場所  
地域・学校連携施設 会議室

◆無料相談受付時間  
午前9:00~午後5:00  
横浜中学校敷地内 校舎左奥

★受講者の声★  
大変勉強になりました。勉強したいことが学べて良かったです。

(40代 会社員 女性)

4回の予定が続けてとれない事があり、何回も同じ①、②、③、④を繰り返して貰えれば欠けた分を受講できるの有り難いです。

(70代 男性)

楽しく参加できました。初めてなので緊張していましたが、リラックスできました。

(60代 女性)

## 十和田税務署からのお知らせ

平成22年分の年末調整関係事務の説明会を下記の日程等により開催いたします。

開催月日	受付開始時間	説明会 開始・終了時間	会場
11月15日(月)	13時30分	14時00分～ 15時30分	三沢市国際交流教育センター 三沢市大字三沢字園沢230-1
11月16日(火)	13時30分	14時00分～ 15時30分	十和田市民文化センター 十和田市西三番町2-1
11月17日(水)	13時30分	14時00分～ 15時30分	六ヶ所村文化交流プラザ 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附1-8
11月18日(木)	13時30分	14時00分～ 15時30分	東北町コミュニティセンター 上北郡東北町字塔ノ沢山1
11月22日(月)	13時30分	14時00分～ 15時30分	野辺地町中央公民館 上北郡野辺地町字野辺地1-15

- 1 年末調整関係書類に不足がある場合は、説明会場及び十和田税務署で配付いたします。
- 2 対象地域は特に指定しておりませんので、どちらの会場でも出席が可能です。
- 3 会場駐車場は利用台数に限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。
- 4 説明会で使用する書類
  - 年末調整のしかた
  - 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引
  - 給与支払報告書(総括表)の書きかた
  - 源泉徴収票・支払調書作成のチェックポイント
- 5 個人事業者の決算説明会(年末調整関係事務の説明も含む。)は別途開催されます。

### ～ 相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等 に基づく年金の税務上の取扱いの変更について ～

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要なお手続き(更正の請求又は確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】をご覧ください。最寄りの税務署(十和田税務署個人課税第一部門 TEL0176-23-3151)にお問い合わせください。

※ 平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※ 受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

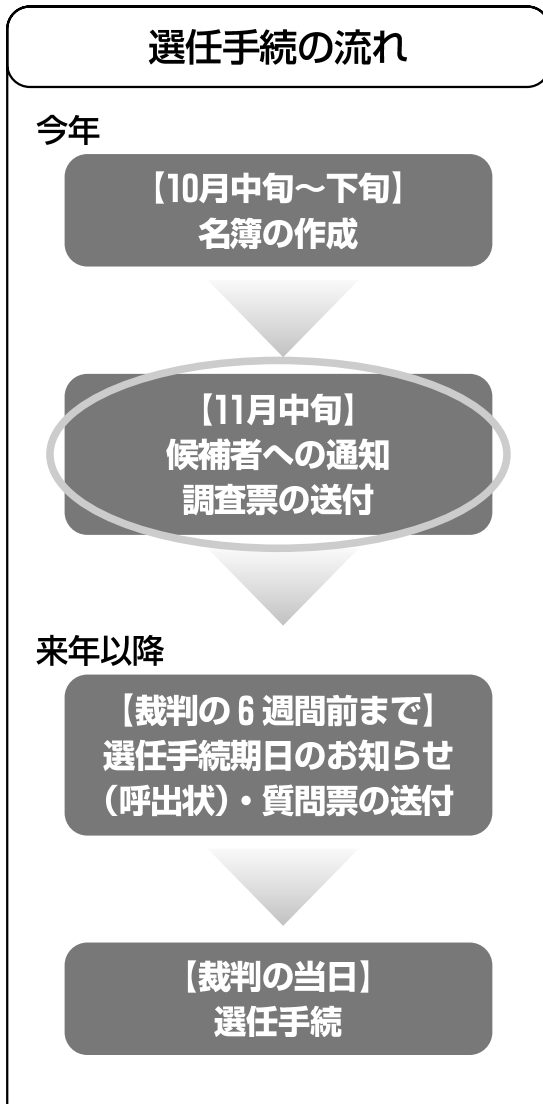
#### ◆お問合せ先

◇十和田税務署 法人課税第一部門電話0176-23-3151(代表)

※この文書に関する電話でのお問い合わせは、音声案内メッセージに従い、

2番(当税務署にご用の方)を選択してください。

## 裁判員制度 ～まもなく名簿記載通知を発送します！



裁判員制度は、平成21年5月21日から施行され、平成22年5月未までに、延べ3,369の方が裁判員として裁判に参加されています（同期間に判決が言い渡された裁判員裁判は合計582件です。）

国民の皆さまの積極的な参加により、裁判員制度は円滑に実施されています。裁判員制度は、国民の皆さまのご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

### ☆ 裁判員候補者名簿記載通知について

平成23年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成24年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません（実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします。）

### ☆ 裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

裁判員候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、平成23年分の名簿に登録される人数は、全国で約31万6,000人です（有権者全体に占める割合は、約330人に1人）。

裁判員制度ウェブサイトでは、裁判員制度の実施状況のほか、各地方裁判所の裁判員裁判の情報、裁判員制度に関するQ & Aなど、様々な情報をお伝えしていますので、ぜひご利用ください。

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

※名簿記載通知や調査票、辞退を申し出ることができる事由などに関する情報はこちらへどうぞ

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

※各地の裁判所のウェブサイトへは、こちらのウェブサイトよりどうぞ

◎問い合わせ先 青森地方裁判所刑事訟廷係 ☎017-722-5351（代表）